

1. 開 会 （司会）

2. 委嘱・委任状交付 （木下教育長）

3. 教育長あいさつ （木下教育長）

木下教育長： 皆様おはようございます。新しい方には委嘱状をお渡しさせていただきました。委員のみなさまにおかれましては、大変お忙しいなか、第1回いじめ防止等対策審議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

この審議会といいますのは、いじめに関する法律に基づいて設置されたものであり、本市におきましては全国に先駆けて設定させていただきました。この審議会というものは、本市のいじめ対策に対する中核的なものであり、いじめに対しての取り組み方であったり、考え方であったり、具体的な施策等々について審議をしていただくところで、昨年度は5回実施し、いろんな意見をいただきました。今年は基本方針に反映させていただくというところであります。そしてその基本方針の中にあるのですが、「重大事案」についてですが、これにつきましては昨年度幸いにも本市においては発生をいたしませんでした。この問題については自殺であったり、金品の強奪であったり、不登校であったり、どこの学校においても、また、いつ起こっても不思議でない問題であるので、けっして対岸の火事と考えてはいけません。だから、このようなことが起こったときに、すばやく各学校が、どのような組織でどのようなことをやっているかということを経験にしっかりと決めてわかっておくことが大事です。それについても新井会長からもご指摘いただけると聞いておりますので、またよろしくお願いします。

そして、最近少々気になることがあります。それは、私はよく学校訪問に行くのですが、学校訪問をしますと、非常に学校が落ち着いていて、一生懸命勉強をしている、また、掃除をしているなど、非常にしっとりとしていたり、昨年度は問題行動の発生件数も、中学校では24%も減っている。このようなことから、どうしても学力や体力に目が行きがちなのですけれども、私は「知・徳・体」調和のとれた教育を推進をしていく必要があると思っております。不登校や問題行動、いじめなど、このような問題がしっかりと解決できてこそ、落ち着いた中で学習ができる状況になると思います。今そのようなことについて、真剣に取り組んでいけているのではないかなと思っておりますので、ぜひそういうベースになるようなものをしっかりと行っていただけたらと思います。前年度の5回目に関しては非常にいろんな意見をいただきまして、その中でも、鈴木委員の方からスクールソーシャルワーカーの役割が議論となったときにスクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカー的な働きも考えてもよいというような提言もいただき、本当にありがたいと思ったところです。そのようなことも含めまして、皆様にはまた1年間いじめ防止等についてのことについてどうぞよろしくお願いいたします。

4. 委員紹介 （村上室長）

5. 教育委員・事務局紹介 （司会）

6. 会長選出 (司会)

7. 会長あいさつ (新井会長)

新井会長： おはようございます。ただいま会長に指名をいただきました新井肇と申します。昨年度に引き続き会長に就任いたしました。よろしく願いいたします。先ほど教育長さんからお話いただきましたように、法ができて2年近くになりました。いじめの問題が意識からだんだん薄れてきているように思います。大きな事件がないとなかなかいじめという問題が社会全体で考えられにくいことはあります。でも考えてみると、川崎で中学生が殺されるという事件がありました。あれも構造としては、いじめの延長上で殺人事件になっていた。加害者が学校に籍をおいていなかった、犯行を起こす数ヶ月前に高校をやめていたようであるということで、いじめということにはならなかったのです。それは、法自体が学校に在籍するものということで組み立てられておるからです。しかしながら背景の構造としてはそういうものがある。それも我々は、いじめというものの素地の上にあるものだという認識をもつべきだと思っております。そういう意味であの問題に関しても、私は家庭の問題で、とりわけ貧困あるいは子どもに対する養育がうまく進まないということも実はいじめの背景にあるのではないかと考えます。それが日本の教育の中で大きな要因になりつつあると思います。

そんなこともありつつ我々自身がいじめをなくしていこうという意識をもち原点にかえて、少なくとも伊丹市がこれまで以上にいじめ防止がすすむなど、この審議会としての役割を果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。力不足ではあるとは思いますが、できる限り会長としての役割は果たしていこうと思っておりますので、皆様のご協力をお願いして、会長の挨拶に代えたいと思っております。それではよろしくお願いいたします。

8. 傍聴要領 (司会)

9. 傍聴定員決定 (新井会長)

10. 報告 伊丹市におけるいじめの現状について 〈学校指導課〉

〈質問並びに意見〉

花光委員： 小学校の現場のことになりますが、私はこの春から小学校長に着任しています。問題行動についての事案はある一定はあがってきます。例えば何年生の上靴が片方なくなりましたとか、校舎のどこかでチョークで落書きがありましたなどの報告は、上がってくるのですが、今、児童の携帯電話の所持率の割に、それに関する問題行動というのは一切上がってきていません。ただ、この所持率から考えて、何も起こっていないというのは考えられません。携帯電話に関することは見えにくい事案になります。こまめにアンケート調査を実施するという取り組みが、特に小学校では必要なかなと感じました。

新井会長： はい。ありがとうございました。スマートフォンの所持率が、小学校の低学年で非常に高く、急速に広がっているということは他の市でもかなりあります。と、申しますのは、親が、携帯電話を使っていて、家庭に固定電話がない家庭が相当増えている。そう

すると子どもへの連絡手段として、親は子どもが小学校に入学した時や幼稚園の入園時に、子どもに携帯電話を与える、あるいは、家庭に置いておくが増えている。

その辺は保護者への啓発を含めて大事なところかなと思います。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

鈴木委員： 今の報告の中でいじめの解消パーセンテージを聞きまして、喜ばしいと思いました。解決するにあたって、典型的なことだとか、学校現場から聞いて「こういうのが効果的だった」とか、そういう解消方法の中で具体的な手立てを何かつかんでいることはありますでしょうか。

前田副主幹： 各学校で相談窓口を設けています。小中学生にとって最も相談しやすいのは担任です。ただ、中学校に関しては意外と部活動のいじめもあるので、担任だけでなく、部活の先生が相談できる先生であったりします。いろんな子どもの実態に応じて、一番相談しやすい人はスクールカウンセラーであったり、あるいは養護教諭であったりします。そういう先生を使って、いじめを解消していく、そしてまた複雑な場合に関しては、学校で相談して、学年、学校をあげて取り組んでいくような手立てをとっており、対応が図れていると考えております。

新井会長： 鈴木委員よろしいでしょうか

鈴木委員： 例えば小学校の場合ですといじめの解消はどうしていますか？

花光委員： 小学校でしたら、お互い保護者を呼ぶなど、納得の上でこれからそんな問題起こさないといったようにして解決をしています。

鈴木委員： 気になる事例ですと、加害者側と被害者側が特定でき、その場合、加害者が複数の生徒で、被害生徒は一人という場合が多いと思うのですが、加害者・被害者を直接対面させて、実態の把握をすると、被害者側の生徒はなかなかそういう場では物が言いにくいということがあります。大人の手前、また場を設定した手前、被害者側の子どもがある程度のところで妥協してしまい、そのまま潜在化するというケースがあります。過去の私の経験では、弱い立場の子どもが、多くの大人や加害者側の児童生徒に対面して、萎縮してしまい、うまくいかないこともありました。そうでないような方法でたぶん把握されていると思いますが、気になったので発言させていただきました。

新井会長： ありがとうございます。非常に解消が難しい場合もありますし、うまくいった事例もあると思います。事務局のほうから、被害児童生徒とうまくつながれる人材、担任や部活の顧問など様々であるのだが、そういう人材を活用して組織的に対応していくことがうまくいった解消例であると説明がありました。ただ、加害・被害の関係修復をどうするかというとき、難しい問題が出てくる。できれば各学校から、うまく解消できたケース、こんな風に取り組をしたがうまくいかなかった、ここは難しかった、という事例をまとめるとよいと思います。そうすると他の学校が、「こういうことができるんだ」とヒントを得ることができる。未然防止でもいろいろな取り組みがあるのですが、いじめを認知したあと、どのように解消されていくのか、具体的な方法についての情報があるといいと、鈴木委員のご意見を伺いながら思いました。

村上室長： 今、鈴木委員にご意見いただきましたように、次のいじめ解消の手がかりができると
思いますので、事例集の作成に取り組んでいきたいと思います。ありがとうございます。

新井会長： ではよろしく願いいたします。他いかがでしょうか。

太田部長： 先ほど学校のこともありましたが、例えば市教委の場合、総合教育センターや愛護センターという相談機関にそのようなケースでのご相談があります。その際、私たちのスピードが大事だと思い、すぐに学校と連携をとりながら対応しています。あるいは、指導主事を派遣して継続して対応すべきかという見取りや、その後の関係の修復あたりも確認するようにしています。おそらく学校もいつも数字の上では解消ということがでてくるのですが、6月に調査し、次に11月にアンケートを行えば、いったんは減少するのです。しかし、また数字に出ているというのは、被害児童生徒が同じ子なのか、違う子なのか、私たちは数字上でしか扱っていないためわからない部分もあります。やはり今、新井先生にご指摘いただいたように、事例について深く読み込んでいくとか、勉強をしていくとか、そういうことが次のステップなのだと改めて思いました。教育委員会事務局としてもそういった研究をすすめていこうと思っておりますので、またよろしくご指導のほどをよろしくお願いいたします。

新井会長： どうもありがとうございました。それでは大路委員よろしくお願いいたします。

大路委員： スマートフォンの問題なのですが、これからますます出てくると思います。使用開始の学年が下がっております。でも、「スマホを持つな」と止めることはできないと思います。持たせる中でルール作りが大事になると思います。まだ立ち上がってないのですが、今年度のPTAの中学校部会で、執行部が考えているのが、中学校の生徒会の生徒と保護者、先生方にも参加いただいて、最低限のルールを作ろうじゃないかということです。「1日30分」とか「1時間」とか、また、「10時までしか触らないようにしよう」とか、そういうことをしていかないと、手軽なので、一斉に誹謗中傷悪口というのが流れてしまうことがある。悲しいのは、送っている側は、そんなにいじめてるとか、ひどいことを言っているという意識が少ない。反対に誹謗中傷などを受けている側は、すごく気になっていて、とても心が傷ついているということを聞いたことがある。その辺の意識が、子どもたちはもちろん、保護者も薄れてきていると、いろんな会議の中で感じている。道徳観というか使い方、携帯・スマホのルール作りというのをこの一年でやっていきたいとPTA連合会のほうで考えています。

村上室長： ありがとうございます。まさにPTA連合会の大路会長がおっしゃったように、とても大事な視点であるということは教育委員会としても思っています。先ほど、花光委員もおっしゃっておられたように、なかなかスマホに係る被害やいじめ事象は見えにくいということはありません。教育委員会事務局のなかでも、学校指導課のみならず、その他関係課など横のつながりを大切にしながら、どう子どもたちを守っていくか、スマホ被害から守っていくか、ネット依存症にならないように、親として学校として何ができるのか、という話を現在しているところです。まもなくそのようなリーフレットなどを学校などに配布していきたいと思っております。例えば、今おっしゃったなかのスマホも子どもたちに与えてしまったらそのままということではなくて、きっちり親として使用状況を把握していただきたいということだったり、先ほどおっしゃっていただいたように使用時間などをどうするかということなどを考えているところです。ぜひPTA連合会の皆

様とも情報交換し、話し合いたいと思いますので、連携しながら一緒に行動できるように、お力添えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

新井会長： 貴重な意見をありがとうございました。スマホ・携帯の問題は完全にスマホが主流です。一つはスマホを使いたいじめという、ある意味モラルの問題です。それから病院ではスマホ依存の外来もできました。依存を作り出してしまう問題も、モラルと依存の両面から考えていく必要があると思います。今、大路委員からありましたように生徒にルールを作らせるということは、とても良いと思います。すでに高校ではかなり作っています。高校生がつくるとおもしろい考えがあります。例えば、「使用は1日1時間まで」、あるいは「10時まで」、でも「寝る前5分間はオッケー」とかね。大人には、なかなかその発想が思いつかない。寝る前に5分間だけしたら終わるというように自分たちでルールを決めていく。思い通りにならなくても「決めることに参画している」ということが、ルールを守ることよりいいのかなと思います。だから、学校によって、場合によっては違うルールがあってもいいのかなと思います。例えば、高校生が中学生に、このことを伝えて、中学生にルールを考えさせるというやり方もあったり、子どもと保護者が一体となって、自分たちでルール作ろうというのがいいと思います。そんな取り組みを是非すすめていただきたいと思います。昨年度のフォーラムで、中学生がしっかりした意見を言っていました。もちろん代表で出てきたからかもしれませんが、しかし、子どもの力を信頼して伸ばしていく。スマートフォンに関しては我々よりも中高生のほうが知っているということを、私たちは考えたほうがいいのかなと思います。

村上室長： ありがとうございます。今のご意見をいただいて、生徒がどれだけ参画できるか、自分たちで考えていけるかなど、フォーラムとか、教育委員会が夏に開催してますリーダーズセミナーの中で生徒の意見を取り入れながら自分たちでルール作りということに取り組んでいきたいと思います。

新井会長： それでは貴重な意見をいただきました。他にもあろうかと思いますが、協議事項がありますので、いじめの現状についての報告についてということでの意見はここまでにしたと思います。それではここから協議に入っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

新井会長： 皆さんご自身がいろんな場面でいじめの問題に係わっていると思いますが、気になることとか、ここで皆さんに披露しておきたいこととか、あるいは、この事案はどう考えたらいいたろうというようなことを出していただき、意見交換をしたいと思います。何かありましたら、忌憚のないご意見を出してください。よろしくお願いいたします。

石崎委員： 石崎です。よろしくお願いいたします。CAPの分野で活動しています。伊丹市で11年以上になるので、2万人以上の子ども達が暴力防止の活動にあたってくれた。そのなかでも、こどもの力を信じるということが大事なことだと思う。加害者、被害者は構造的に難しいが、傍観者をつくらないという視点で活動している。3年生の子どもだが、暴力をふるう子に対し、「あなたのことは大好きだけれども暴力はしないほしい」と、学級会全体で考えることができた。今後も傍観者をつくらないという視点で、周りの子ども達の力を信じ、力を引き出すということをしていきたいと思う。

新井会長： ありがとうございます。傍観者、いじめの構造として加害者、被害者、そしてそれを

はやし立てる観衆、さらに周辺で見て見ぬふりをする傍観者という四層構造になっており、傍観者がどう動くかがいじめ解消の根本になっているということだと思う。子どもが主体の取組をやっていき、「いじめは良くない、見つけたらみんなでなくしていこう」というのが世論のように広がっている間は動ける気がする。それが薄らいでいくと、傍観者がたくさん出てくる可能性がある。だから是非、PTAも含め、教育委員会も含め、傍観者にならないような子どもを育てていくということが大事だという意見だと思います。ありがとうございました。他いかがでしょうか。

花光委員： 昨日、総合教育センターで「子どものこころの理解講座」が行われた。職員とともに参加したが、講師の先生の話で次のような話があった。例えば、以前のような40人学級の集団があれば、問題をおこす児童は2人ぐらいいて、この子らに追従しかねない子は、さらに2人くらいいる。あとの多くの児童は平和な状況を保とうとする集団であった。そして、問題をおこす子に対して教師が個別指導を行った場合、多くの子は「この先生は問題行動をおこす子にも丁寧に対応してくれる優しい先生だなあ。」というふうに、思ってくれていた集団が主であった。けれども、現在では問題行動をおこす児童は、発達障害を含めて、クラスに3～4人いるのではないかと思う。それに加えて、そういう子ども達に担任が個別対応したときに、待ってくれるのではなくて、「個別に対応してくれるのなら俺もこんなことしてみようかな？やんちゃしてみようかな？先生！こっちを向いてくれ」というような子が7～8人いるというような状況が、全国的にみられるということで、非常に学級づくりが難しいという状況であるという話でした。発達障害を含めて、安定した学級風土をつくりづらい状況があるので、そのあたりを教師は、「何となく昔よりも難しくなったなあ」と感じてはいるが、それが何故そうなったかを見えるような形で理解しないと対処できない。そういうことを小学校でも進めていきたいと思う。

新井会長： 現場も大変な状況である。日本のいじめは、学級の中に加害者・被害者が70～80%いるというケースが非常に多い。だから学級経営をどうするかというのが、いじめを防止する上で非常に大きな問題であり、そこが難しくなっているというご指摘だと思う。その辺に関してご意見があればいかがでしょうか。

鈴木委員： 発達障害のこどもは加害者側にもいるだろうが、多くの場合は被害者側にいる。学校には学校のルールがあり、職員室の出入りにもルールがある。私の経験で、ある発達障害の子どもが昼休みの時間にいじめられていた。その子は職員室に逃げてくる。通常なら用事がない限り職員室に行ってはいけないルールがあったとしても、この場合は個別の対応として認めてやるとか、別の先生が該当児童の教室に行き、一緒にいてやる等の配慮をすることも一案である。発達障害の子どもは文字、言葉ではうまく言い表せない、伝えられない事が多いので、それに対する配慮が必要ではないかと思う。発達障害のこどもから聞く場合も工夫が必要で、私の経験では絵を描くとか、箱庭療法（人形を使って）等をして、何となくつかめたことがある。発達障害のこどもには聞き取りの方法に配慮が必要です。通常のルール以外の個別の対応があってもいいのではないかと。

新井会長： ありがとうございます。発達障害だけでなく、多様な学校の中で共生社会として一緒に生きていくことができるかという視点がとても大事である。他いかがでしょうか。

生安委員： 気になっているのは、スマホを原因として、他の学校の人とけんかやいじめのケースが

増えていることである。教師は自校の児童生徒だけではなく、他校との連携を考えていく必要があるのではないかと思います。

新井会長： ネットワークは思ったより広がっているのではないかと思います。学校連携、社会総がかりということにつながっている。他いかがでしょうか。

仲野委員： フラッシュバックはおこりうること。発達障害の診断は医療機関によっても違うことがあるなど、アバウトで幅が広い。診断されてもこの子の何が問題なのかということは、はっきりとしていない。明らかな発達障害（アスペルガー、自閉症等）の子どもの理解はかなり進んでいるが、それでも医療機関によってはまだまだかなあということはある。発達障害までいかななくても、発達の特長や、ばらつきを持っているこどもは増えていて、バランスよく発達できないこどもたちは非常に多くなっている。その子達に対する理解が非常に難しい。医療につないでも医者によって言うことが違ったり薬物療法もまちまちだったりして、どこに中心をおけばいいのかわからないといった状況が年々ひどくなっている。もう一つは、発達障害の子の親自身が、発達障害を持っていることが明らかに多い。その母親がクレーマーとなり、問題を重大事案として取りあげる。親の見立てや、扱いが重要になってくる。発達障害を持っている親を単なるクレーマーとして扱うと余計にややこしくなるので、今後は親の扱いを考えていかなくてはならない。

新井会長： 貴重な意見をありがとうございます。いろいろ難しいことがある。1例として議論しているが、今の子どもをどうとらえるかということ。子どもと向き合っているものの、専門性とか力量をどう高めていくのかということが問われている。診断がつけば医療機関にゆだねて終わりという訳ではなく、そこでお互いの専門性を活かしながら、この子をどうしていけばいいのか、一緒に考えていくことが大事なのではないかと思います。初任者がどんどん増えている今、若い教員にいじめのことだけではなく、生徒指導・学級経営等を、どんなふうに考え、どんなふうに動けばいいのか。教師としての研修、職場での研修、日々一緒に問題に取り組んでいく中で、どのように伝えていくのかということも大きな問題になってきている。貴重な意見が出たと思います。それを具体的に施策に反映させ、やれる範囲で、ここで出たものを実行に移すよう進めて頂きたいと思う。活発な意見ありがとうございました。

以上